

会 議 録

会議名 (付属機関等名)	川西市個人情報保護審議会(第62回)		
事務局(担当課)	総務部 情報政策課 内線(2331)		
開催日時	平成30年12月17日(月)午後6時00分～午後6時50分		
開催場所	本庁舎 4階 庁議室		
出席者	委員	井上会長 橋本副会長 梶谷委員 恩地委員 武内委員 松尾委員 丸山委員 藤田委員 以上8名 (欠席:梅野委員 佐師委員)	
	実施機関	総務部情報政策課	
	事務局	大森部長 木村参事兼課長 足立課長補佐 越智主任 梅田	
傍聴の可否	可	傍聴者数	1人
傍聴不可・一部不可の場合は、その理由			
会議次第	1 会長あいさつ 2 審議事項 諮問第57号 住民情報システム再構築に係る外部データセンターの利用における電子計算機の結合による個人情報の提供について		
会議結果	当該諮問(第57号)案件については、その取扱いを適当なものであると認める答申を得る。		

審 議 経 過

会 長:あいさつ

事 務 局:説明

本日提出資料の確認及び説明

事前送付資料	開催通知
	諮問第57号に関する資料
本日提出資料	レジメ
	座席表

審議事項

諮問第 57 号 住民情報システム再構築に係る外部データセンターの利用における電子計算機の結合による個人情報の提供について

<p>会 長</p>	<p>まだ、梅野委員が来られないようですが、定刻時間になりましたので、それでは、第6回川西市個人情報保護審議会を開催したいと思います。師走の大変お忙しい中、本審議会にお集りいただきまして今日は誠にありがとうございます。まず初めに、本日の委員の出欠でございますが、先程言いました通り、梅野委員がまだ来られてないようですが、佐師委員が所用で欠席という事は、伺っております。現在のところ、10名中8名の委員がご出席いただいております。</p> <p>したがって、当審議会規則第4条第2項の規定により、本日の会議が有効に成立していることを、ここでご報告いたします。</p> <p>それでは、本日は開催通知のご案内の通り、諮問第57号「住民情報システム再構築に係る外部データセンターの利用における電子計算機の結合による個人情報の提供について」、これ1件でございますけど、ご審議を願いたいと思いますので、どうぞ宜しくお願いいたします。</p> <p>まず、具体的な審議に入る前に、諮問案件の概要、ならびに本日配布されております書類の確認などについて、事務局に説明していただきたいと思います。</p> <p>それでは、事務局、宜しくお願いいたします。</p>
<p>事 務 局</p>	<p>それでは、本日の提出資料、ならびに、送付資料のご確認、及び、本日の諮問内容について、簡単にご説明をさせていただきたいと思っております。</p> <p style="text-align: center;">書類説明</p> <p>何か資料等に不足、不備等がございましたら、ご用意させていただきますので、お申し出いただければと存じます。</p> <p>それから、本日の審議会に係る会議公開でございますが、これまで同様、「公開」ということで事前周知をさせていただいておりますので、その旨ご報告させていただきます。</p> <p>また、答申書や会議録の作成に正確性を期すため、会議の内容を録音させていただきます。作成後は、録音データは削除いたしますので、ご理解の程よろしく宜しくお願いいたします。</p> <p>引き続き、本日の諮問内容について簡単にご説明をさせていただきたいと思っておりますが、よろしいでしょうか…。</p> <p>それでは、本日の諮問の内容でございますが、詳細につきましては、後ほど、実施機関の担当職員からご説明をさせていただくこととなっておりますので、私の方からは、諮問の概略につきまして、簡単にご説明をさせていただきたいと存じます。</p> <p>それでは、「諮問第57号」案件の概要について、簡単にご説明させていただきます。本案件は、「住民情報システム再構築に係る外部データセンターの利用における電子計算機の結合による個人情報の提供について」です。住民情報システム、これは、住民基本台帳や税情報等に係る住民情報を管理しているシステムですが、現在は、当該システムに係る機器を庁舎内に設置し、管理運用しています。実施機関内で完結する運用となっているところです。この度は、当該住民情報システムの更改、再構築に際して、個人情報である住民情報のデータを、実施機関外であるデータセンターに置き、そこと、実施機関内のコンピュータ機器とオンライン結合</p>

を行い、個人情報をやり取りする形へと変更するにあたり、条例第13条に定める「通信回線等による電子計算機の結合の禁止」の例外である、同条第1項第2号「実施機関が公益上の必要があり、かつ、個人情報について必要な保護措置が講じられていると認めるとき」に当たるかどうかご審議いただくものです。

それでは、本日もどうぞよろしくお願いいたします。

会 長

只今、事務局から諮問第57号に関する簡単な説明がありましたけど、書類等の不備はございませんでしょうか。もしございましたら、申し出下さいますようお願いいたします。よろしいでしょうか。では、本日の会議の進め方でございますが、諮問第57号につきまして、実施機関の担当者から説明を受けたのち、説明が終わりましたら、みなさまの質問をお受けし、その後に、諮問事項について審議を始めようという形で、進めさせていただきたいと思っております。いつもの通りですが、よろしいでしょうか。

本日の実施機関というのは、事務局と同じ情報政策課ということでございますので、その担当者から、今回の諮問案件についての説明を聞きたいと思っています。

諮問第57号「住民情報システム再構築に係る外部データセンターの利用における電子計算機の結合による個人情報の提供について」という事で、実施機関からのご説明をよろしくお願いいたします

実 施 機 関

実施機関となります、情報政策課の足立と言います。宜しくお願いいたします。

それでは、諮問第57号 電子計算機の結合による個人情報の提供に関する説明をさせていただきます。本案件は、住民情報システムの再構築に係る外部データセンターの利用について諮問するもので、川西市個人情報保護条例第13条第2項、電子計算機の結合による個人情報の提供の禁止に該当するものであります。事務の内容につきましては、本市の住民情報システムは、稼働よりおよそ10年が経過しておりまして、システムの陳腐化や改修コストの増加が起きており、新しいシステムへの移行が必要とされているところであります。

これまで、住民情報システムに係る主要なサーバ等の機器につきましては、本市で調達を行いまして、市役所内に設置しておりましたが、本庁舎は竣工から30年近く経過しておりまして、老朽化に加えまして、非常電源設備が地下にあるため、集中豪雨による浸水被害が生じる可能性があります。そのため、次期住民情報システム再構築につきましては、災害時の事業継続に向けた対応力の強化としまして、民間の外部データセンターを利用しようとするものであります。なお、次期システムの本番稼働時期につきましては、平成31年10月を予定しております。資料1の1ページに下の方に、図があります。これが、今回導入しますデータセンターを導入した姿となっておりますので、簡単な図ではありますが、このような形、今までは本庁の電算室にありました機器を、民間のデータセンター機器を今後利用するという流れとなります。

次に、川西市個人情報保護条例第13条では、1つ目として、実施機関に於いて、公益上の必要性があること、二つ目としまして、個人情報の保護措置が講じられていると認めることが条件となることから、この2点につきましてご説明させていただきます。

1つ目の、公益上の必要性についてご説明いたします。個人情報を含む業務データを、データセンターに保存することで、庁舎が被災した場合におけるデータの消失を予防し、災害発生時における業務の長期間の途絶を防ぐことができます。なお、データセンターは、震度7まで耐

えうる耐震構造でありまして、電気設備についても、変電所から2系統による受電や、非常用発電機による冗長構成により、大災害時でもデータを安全な状態で保つことができ、業務の継続性について確保されております。

続きまして、2つ目の、個人情報の保護措置についてご説明申し上げます。市役所とデータセンターをつなぐ通信回線につきましては、セキュリティの観点からインターネットとは完全に分離いたしました閉域型通信網である、IP-VPNを使用いたします。また、データセンター内におきましては、顔認証とICカードの多要素による入退室管理や、ログ管理による不正アクセス等の監視などの対策を行っています。

続きまして、委託業者との契約につきまして、ご説明申し上げます。個人情報を取り扱う事務の委託につきましては、本市の個人情報保護条例施行規則の第6条委託に伴う契約で、委託の際に契約書に掲げる事項を規定しております。契約書に明記する事項につきましては、秘密の保持に関する事項、これは雛形で資料添付させていただいている、資料2の方ですね。契約に明記する事項に関して、秘密の保持に関する事項、一応これは参考ですけど、第6条に書いている内容になっています。続きまして、再委託の禁止、又は制限に関する事項、これは第7条で謳っているところにあります。目的外使用及び第三者への提供の禁止に関する事項、これは第10条で謳っている内容になります。複写及び複製の禁止に関する事項、これは第9条で謳っている内容になります。9条の中の1項目ですね。続きまして、事故発生時における報告義務に関する事項、これは第15条のところですよ。立入検査の実施に関する事項、これが第14条の所で書いてあります。その他としまして、個人情報保護に関して、受託者が負うべき必要な事項、これも第9条の所に書いてあります。それと、違反した場合の契約解除・損害賠償に関する事項は、第16条、第17条で謳っております。以上について、添付資料2の特記仕様書の雛形、これを参考にしまして、実際契約の方織り込む予定であります。

説明の方は以上となります。ご審議ほど宜しくお願い申し上げます。

会 長 実施機関からの説明は終わりました。ただ今の説明に関しまして、何かご質問はございましたら宜しくお願いします。

委 員 数件お聞きしたいのですが、先程、諮問内容の説明いただいて、内容的には理解をしているのですが、今般、電子計算機器の結合を民間の方へ委託していきたいと。この内容は、先程、申された通りですが、その中で今、個人情報を外部に委託しようとしているこの内容ですね、これは全ての内容ですか。川西の市庁で管理している個人情報は、これだけなんですか。これ以外もあるのですか。

実 施 機 関 今、委員から質問ありました内容ですが、あくまでも、今回、実際にデータセンターに委託しますのは、業務が全部で15個の業務、資料1の真ん中の辺りですね。そこに1から15の業務のみを、今回データセンターの方に移行する予定になっておりますので、当然、他の業務もありますので、個人情報としては、一部の情報という形となります。

委 員 今般、この15の個人情報を、外部の方へ民間の方へ移行する。それ以外の個人情報もありますよ、と言う事ですね

実施機関	はい。
委員	それと、ちょっとお聞きしたいのですが、以前から私、伝聞として聞いているんですが、確かに、震災とか災害、集中豪雨とか、発生する可能性があるというところで、今回NECとかに外部委託を予定されているところですが、こちらの企業、かなり手広く事業されているみたいですが、北海道から九州まで、拠点をお持ちですが、今般、川西市の自庁でかかえている個人情報を外部に委託しようとしているんだけど、他市の方はいかがですか。近隣他市の方で同じような事をされているところがあるのですか。
実施機関	そうですね。近隣でも、今の流れ的にクラウドを取り入れて、という所はありまして、隣の池田市さんとかありまして、少し前は、八尾市さんとかが実際されていまして、国の流れとしては、クラウド化とかを推奨していますので、各自治体がデータセンターに預けてクラウド化、という形、これを随時その方向に向かっている、というところであります。
委員	今般は、初めての川西市としてのケースですね。今までなかったケースですね。
実施機関	実際の所は、昔昭和60年より前の頃は、電算センターで委託していた時代もあります。その頃はまだ、個人情報保護条例はなくて、電子計算機の規則は勿論あったんですけど、その頃、ちょっと委託していた時代があったと思いますし、結構、昔でしたら自庁設置されておらず、委託されていたケースは、たくさんあったと思います。ただ、自庁設置してからでも、逆にいうと、川西市のように実際にところ、電算センターの方に逆にもっていかないと、業務継続できないこともあるようだと言っているケースもたくさんございますので、川西市として判断をもっていきたいと思って今回のように諮問させていただきたくございます。
委員	それと先程、個人情報取扱に関する特記情報の仕様書(雛形)を見せていただいたのですが、特にいろんな情報が漏洩するとか、いろんな問題が多方面で発生している可能性もあるのですが、仮に、外部の方に委託した会社NECが、万が一の時、情報が漏洩しかけた、とか、したといった時の取扱いに関しては、これは、その業者の方が責任もって対応ができるか、それとも、市の方が対応されるのですか。ここには、契約書の雛形の部分に関しては双方で対応ってこと書かれているようですが、メインはどちらになるのかな。
実施機関	あくまでも、市民に対する対応は市にあると考えております。ただ、委託契約しているという関係もありますので、委託業務についての責任の追及の形としては、市から業者に対して行う事は当然だと考えております。
委員	メインは市の方で？
実施機関	勿論そうですね。実際の所、委託契約書もあるのですが、もう一つ、サービス利用契約でサービスの基準みたいなものを設けまして、それについて定期的に報告を受けて、きちんとされ

	<p>ているかどうか、確認するという行為を考えております。</p>
委員	<p>はい、わかりました。</p>
会長	<p>他に何かございますでしょうか。</p>
委員	<p>委託業務ついて質問をさせていただきたいのですが、データセンターを借りる、データセンターを使わせてもらうという、大まかな枠組みは理解できたのですが、この委託業務の個別具体的内容ってまだちょっとよく分からない。何を委託、何の業務を委託するのかって事なんです。つまり、外部のデータセンターの中にデータを入れて、それを、通信回線を使って、役所の方でいつでも呼び出しが出来るようにしておくとか、というようなことだけなのか、それ以外もあるのか…。つまり、難形を見ていると、委託会社(NEC)の方が、いろんな事をコンピュータを触って何か出来る、ってことにも読めるのですが、何を委託、何の業務を委託しているのか、ってところを教えていただきたいというところです。</p>
実施機関	<p>実際のところですが、本来なら、メインコンピュータを市の方に設置して、オンラインシステムで操作するところと、それともう一つは、バッチの処理とかもするんですけど、今はセンターに置かないで、こちら(市)の方で自庁処理しているのですが、実は、プリンターとかは自庁にあるのですが、実際に処理を動かしている機械自体は向こうにありますので、全体としてパッケージソフトウェアを利用するという、機械等を置いて、ソフトを利用するという形態で、基本的にはサービス利用契約という形を考えているところです。業務範囲的に言うと、基本的にはハードウェアとソフトウェアと、オンラインシステム、バッチ処理システム、それ自体を委託する形にはなりません。</p>
委員	<p>そうすると、ちょっと技術的な事はあまり詳しくないので、よく分からないところもあるんですけど、つまり今、こちらで行っているデータを管理しているハードウェア、ソフトウェアについての、保守・管理ぐらいなもんなんですか。</p>
実施機関	<p>勿論、ソフトウェアを利用するという権利もそうなんですけども…</p>
委員	<p>その、業務内容をお聞きしたいんですけど、委託業務内容。あちらから、何のサービスを提供してもらうかというのではなくて、委託ということは、こちらがもともと持っている業務の何かってことですよ。</p>
会長	<p>基本データの保管、管理でしょ。</p>
実施機関	<p>はい、そうですね。</p>
委員	<p>保管管理を物理的にただ、管理するだけなのか、それとも、実際にあちらの職員の方が何かを操作したりするということなのか、その辺り。</p>

実施機関	一部オペレーションもございます。勿論、オンライン操作に関しては職員しかしないので、アクセスログとか当然とっていますので、職員が操作したログとか全部残りますし。ただ、オペレーションの中で、バッチの登録であるとかは職員が全部するわけではなくて、オペレーション委託の形になりますので、そこも含めて、今回の分は内容としては、委託の範囲には考えています。
委員	そうすると、データ自体に触る場面には有りうるという事ですか。
実施機関	有りうると思います。全くゼロだとは考えていないです。
委員	承知しました。ありがとうございます。
会長	委託するときは、これとは別に委託契約するのですね。これは、あくまでも個人情報に取扱いに関する特記仕様書となりますね。
実施機関	そうですね。そういう部分でございますので。実際の所はもう少し細かく、どの部分を委託するかというのは、細かく決めていく必要があると思います。
委員	ありがとうございます。
会長	他に何かございませんでしょうか。
委員	ひとつ心配なのはね、ここの仕様書にも書かれているんだけど、要は、民間のNECとかに委託した場合、そちらからまた再委託される可能性も無きしもあらず。しかし、この書類の中では、再委託は一切ダメだという形で1条に書かれている。その次には、再委託確認するに於いては、市の方に、その内容も含めて届けなさいと。認めるというか、認可される部分が出てくると思いますが、その辺りはしっかりと抑えてもらわなくては。やはり、個人情報の問題ですから、そういった所の漏洩とか、資格のもっていないところが、第三者が受けた場合、大きな問題になるのではないのでしょうか、という心配事があるんです。その辺りは如何ですか。
実施機関	はい。今でも実際の所、委託契約もしていますので、委託にあたって再委託が必要だといった場合については、再委託について、個別の再委託先の事業者さんの報告は求めています。もちろん、従業者さんの方の具体的なお名前とかご報告いただくのと、それと、従業員さんに対しての会社としての監督ですね。どのようにしているのか、という報告も、一応受けておりますので、それを確認した上で、再委託の承認という形を、基本的にさせていただくという形を考えております。今も、実際そういう報告書という形を出して戴く形を行っています。
委員	ま、そういうことが発生することもありうるかもわかりませんので、そうなってくると、まずは請けられたNECの方が、責任が重大だと思しますので、その辺をきっちり抑えて貰わなければ。

	<p>内容が内容ですので。</p>
会 長	<p>今回のオンライン結合に関しては、公益の必要があり、且つ、個人情報保護については、ちゃんとシステムとして管理されている。で、特別仕様書で、特別の義務を委託業者に対して課しているということで、条例上の基準をクリアすると言うふうにお考えになっていると言う事ですか。</p>
実施機関	<p>はい。</p>
会 長	<p>そういうことですね。</p>
実施機関	<p>そうですね。そのように考えております。</p>
会 長	<p>公益上の必要性なんですけども、システムの再構築にかけるために、外部データセンターにデータを委ねる、という形なんですけど、ここがね、本当に公益上の問題なのかどうか…。要するに、システム作り直すから、データをとりあえずそちらに預ける、ってことですね。それで留まるのか、それか、今後ずっと災害等々で失われないようにする為に、向こうにずっと預けておくのか、という、これはどちらなんですか。</p>
実施機関	<p>今、国の方向としては、実際の所、国が言っているのは、共同クラウドって言い方していますので、実際の所はシステムを集約していきたいというのが、国の思いだと思うんですけど、ただやはり、東日本大震災の時に、実際、戸籍データが紛失してしまったというケースもありますので、あれは国が相当ショックだったみたいで、やはりこういう事がたくさん起きることがないのか、というのがありますので、どちらかという、自治体もこのまま自分のところの庁舎の更新という、中々難しいという実態もありますし、うちの市の方も、一回電源が来なくなったケースがありまして、それで止まってしまったケースもありますので、なんだかんだ言いながらも、データセンターのような、客観的に見て安全性の高いところに集約していくという方向性の方が、やはり正しいのかな、というふうに思われます。</p>
会 長	<p>という事は、今回は再構築するってことでしょうか。</p>
実施機関	<p>再構築のタイミングでないとできない、というのが本当のところ、今回考えていたのは、元々本来ならデータセンターに置く方がいいだろう、というのは勿論あるのですが、単純に今あるシステムを、データセンターに置くだけでしたら、おそらく費用としてアップするだけ、というのがまずありまして、経費としてかなり増えてしまうので、むしろ、パッケージ選定からやり出すタイミングの時にやらないと出来ないのではないかなあというのが本当の所だと思います。</p>
会 長	<p>なるほど。はい。 他に何か質問等ございますでしょうか。</p>
委 員	<p>せっかくですから、保護措置の所の、素晴らしいと書いている世界トップクラスの精度を誇る</p>

<p>実施機関</p>	<p>顔認証システムについてご紹介いただけたら、3ページの4行目ですね。資料1の。</p> <p>今実際の所、本市でも顔認証システムを一部採用しています。顔認証システムは複数あるのですが、空港の入管システムで使用されている顔認証システムと同じものを基本的には使うという事で、こちらの方は聞いています。実際の所、本市で使っているものも同じものを使っておりますので、これに関してはそれなりに信用できるというふうに考えています。</p>
<p>委員</p>	<p>世界トップクラスの精度というのは...</p>
<p>実施機関</p>	<p>英国の国立標準技術研究所が実施した動画顔認証技術ベンチマークテストで4回連続世界一を獲得しているという事が、業者の売りになっています。</p>
<p>会長</p>	<p>法務省が言っていましたが、入管の顔認証システムは殆ど間違いがないそうで、99.8%ぐらいでの正確性をもっている。中国の顔認証システムはけっこういいかげん。</p>
<p>委員</p>	<p>色々安全だよってことが、この資料1に書かれているのですが、おそらく、これまでも沢山の実績がある企業さんだと思うので、そう言う意味で信頼度が高いのかな、と思われるのですが、例えば、現地に行かれて実際の物を確認とか、そういうような事をされたり、あるいは、される予定はあるのでしょうか。</p>
<p>実施機関</p>	<p>元々、提案依頼の段階で、あらかじめデータセンターに対して、実際現地の監査は入ります、ということを知っていただいておりますので、職員で確認していくつもりであります。</p>
<p>委員</p>	<p>この契約の前、先立ってということですか。</p>
<p>実施機関</p>	<p>そうですね。実際契約に前立って、入らせてもらいたいと考えております。</p>
<p>委員</p>	<p>承知いたしました。ありがとうございます。</p>
<p>委員</p>	<p>ちょっとそれに関連して、誤問かもわかりませんが、NECのプロフィールを見させていただいているんですが、ここがいいかどうか別にして、ここで本社があったり、拠点として札幌から九州まで沢山の拠点がありますが、市が先ほど言われている防災の問題、災害の問題、そういうセキュリティの問題で、万が一、個人情報が一瞬で飛び出してしまえば大変だ、となってくると、どこかの拠点にそれを持っていかざるをえないわけですね。この情報を、どこがいいんですか。なにかと言ったら、南海トラフが今後30年間までに、60%か70%の確率で発生するとかいうこともありうるよね。そうなった場合、代わりに中部地方とか、名古屋、大阪、神戸とかに持っていても仕方ないとは思いますが、災害が少ない、仮に発生しても少ないところで、それを担保しよう、というところであれば、やはり、そういう拠点に持っていかざるをえないのではないのでしょうか、と思っているんですけどね。</p>

会 長	データセンターはどこにあるのですか。
実 施 機 関	データセンターは今の所、神奈川県を想定しています。
委 員	神奈川県。クラウド化されるんですよね。
実 施 機 関	場所は神奈川県になります。
会 長	保管場所はクラウド化されているのでしょうか。
実 施 機 関	保管場所は、勿論分散されています。
会 長	どこか一つの拠点にデータが全部ある、というのではないんですか。
実 施 機 関	今の段階では、一ヶ所になっています。というのも、実際のところクラウドで完全なクラウドの場合、おっしゃるようにセンター側にあちこち移すことは可能だという考え方なんですけれど、ただ、あくまでも個人情報の問題がありますので、こちらの知らないところに持っていかれても問題がありますから、あくまでも神奈川のデータセンターで基本的には置いていただく形になります。ただ、おっしゃっているように、特定の地域が本当に使えない事態になったら、その時はもしかしたら移していただくということを想定していかなくてはなりません。ただ、まだそこまでは実際の所、想定はしていませんね。震度7以上で耐えられるという形にはなっていますし、活断層からも遠いという話は聞いていますので、その辺りで考えると、今の時点で、かなり大規模災害が発生したところで、データ自体飛んでしまう恐れは、あまりないとは考えています。逆に言うと、それが簡単に発生することは困るので、そういう場所に収めることは一つという事と、それと、クラウドの本来の利点である移す事が出来るということに関しては、なかなか個人情報ですので、こっちからこっちへ移す事は簡単にいかないとは考えております。
委 員	今の事の関連で、コピーデータを、市の庁舎内に置くとかそのような考えはあるのですか。
実 施 機 関	ちょっと説明が不足していたんですけど、現実的な事を言いますと、原本はデータセンターにあるのですが、夜間の間に複製の物が市の方のサーバの所に設置するということにコピーされるという事がありますので、現実的にはこっちにもコピーはあるという形ですね。
委 員	毎日、同期させるような運用になっていくんですね。
実 施 機 関	実際そうです。
委 員	ありがとうございました。
委 員	個人情報について必要な保護処置が講じられているかどうか、という関連からですが、個人

	<p>情報に取扱に関する特記仕様書が契約に盛り込まれるんだらうな♫と言う前提で、我々も判断しておるんですが、この見込みとは如何のものなのか。ただ、何事も契約なので、お互いに合意がなければなりませんけど、それは、別に問題なさそうですね</p>
実施機関	<p>基本的には、この項目は、今も委託契約するときは、川西市の場合は、ほぼ100%盛り込んでいますので、これを例外として除くことはまず考えられないです。</p>
委員	<p>ありがとうございます。</p>
委員	<p>こちらの雛形は、NECさんの方でご作成されたものなんですか。</p>
実施機関	<p>いや、市の方が作成したものです。従来、特定個人情報があるため、契約書等を見直して、この形に落ち着かしたといったところです。</p>
委員	<p>承知しました。 そうだとすると、いくつかお伺いしたいのですが、落ち着かせたと言うお話なので、逆に申し訳ないのですが、例えば、9条の第1項10号ですかね。そこを見ると、個人情報を利用する作業を行うパソコンに、個人情報の漏洩に繋がると考えられる業務に関係ないアプリケーションをインストールしない事、とあるのですが、これ、個人情報の漏洩に繋がると考えられるという修飾語は必要なのでしょうか。つまり、業務に関係ないアプリケーションが入っていること自体がよろしくないような気がしているのですが。</p>
実施機関	<p>そうですね。ここは、表現としたりますいかもしれないですけど、個人情報漏洩に繋がるという事は、結果的にそうなるということを目指していることに過ぎないんですけど、基本的に業務に関係あるものでも、認められないアプリケーションを勝手に入れるという事を、ひとつ指している部分もありますので、このような書き方になっていると思うのですが。</p>
委員	<p>承知しました。ありがとうございました。 細かいところなんですけど、その後、第2項の第1号なんですけど、庁舎内で作業用のパソコン等を持ち込む必要がある場合、庁舎内で「で」が、ちょっと気になっているんですけど、その後さらに気になっているのは、2行目の、外部機器と識別ラベル等を貼り、外部機器と識別できるラベルいう趣旨でしょうかね。この「と」の意味がちょっとわからないですね。 あと、これはいずれ検討していただければ構わないのですが、14条の第2項ですかね。これは、実はお伺いしたいのですが、前項の目的を達するため、甲に対して必要な情報を求め、又は本委託業務の処理に関して、というところで、他の所では、委託業務という言葉が使われているのですが、業務の処理っていうのが、ここで突然出てくるのですが、ここでは何か特別の物を想定されているのか、どうなのか。業務に関して必要な指示をすることができる、ではなくて、業務処理ってのは何か、他の条例で出てきているものと違うものが含意されているのか、どうなのか、これもご検討いただければと思っています。</p>

実施機関	はい、わかりました。
会長	おかしいですかね...。 本委託業務の中の事務処理をするようにできるという指示・意味ではないでしょうか。本委託業務に関して必要な指示をするだけでなくって、そういう広い意味でなくって、委託業務の中の一定の処理をなささいよ、と言う指示をする、ということですよ。
委員	はいはい。
会長	だから、ここに処理って言う言葉が入るのは、おかしいですかね。ここまでの分は、まさに委託業務全般に係る話ですが、これ、監査と検査ですから、監査に於いて、そう言うふうにしなさい、と言う形の指示するという。だから処理という言葉が入っているのでは。
委員	わかりました。
会長	ただ、「てにをは」で気になったところは多少あるんですけども。
委員	14条の2項については、承知しました。
会長	監査の時、割と、処理とかいう言葉を使うから、これでいいのではないのでしょうかと思うので。文章は、少し見直してもらって。内容的には、特に私は問題ないとは思いますが、先程の外部機器と識別ラベル等を貼り、というのが、外部機器と識別できるラベルなのか...
実施機関	そうですね。ちょっと表現がわかりにくいですね。
委員	いずれにせよ、先程ご説明あったように、施行規則6条の規定で列挙されているものについては全部入っているという事なので、内容的にはこういう方向で良いのかなあと、私も思いました。
会長	他に何かご質問等ございませんでしょうか。 通常ならば実施機関に退場いただき、審議遂行になるのですが、そう言うわけには行かないということをごさいます、特に他にご意見が無いようでしたら、この下記についての審議の方に移らせていただきたいと思いますと思いますが、宜しいでしょうか。
委員	はい。
会長	それでは諮問第57号について、諮問内容を「可」するかどうかの点でございます。ポイントは先程言いましたとおり、まず、このオンライン結合の例外にあたる、公益上の必要性が認められるかどうか、同時に、個人情報についての保護がちゃんとそういう措置が講じられているかという2点においてご審議いただき、2点とも満たしたという事ならば、「可」とする、という事にな

	<p>るわけなんですけど、先ほど課の説明で、一応、公益上の必要性があるということは認められるのではないかと思います。もう一つ必要とされます、個人情報の保護処置についても、ヒューマンリスクは別にしまして、システム上は取りあえず、行われているのではないかと、というふうに思われますけれど、如何でしょうか。よろしいでしょうか。</p>
委員	<p>はい。</p>
会長	<p>では、諮問内容を、「可」とすることにさせていただきたいと思いますが、ご異議ございましたらお願いします。</p>
委員	<p>- 異議なしの声 -</p>
会長	<p>ありがとうございます。 それでは、ご異議がないようですので、そのようにさせていただきます。最終の答申についての文言等ですけど、これは今まで通りという事で、会長に一任という事で、こちらの方で、作成させていただきたいと思いますので、よろしいでしょうか。</p>
委員	<p>はい。</p>
会長	<p>では、本日の審議事項はすべて終わりました。何か他にありますでしょうか。よろしいでしょうか。最後に、事務局からは何かありますでしょうか。</p>
事務局	<p>次回の案件の内容説明</p>
会長	<p>別件がまたあるようで、その節は宜しくお願いします。他にないようでしたら、以上をもちまして本日の審議会は終了とさせていただきます。50分ほどで終了しまして申し訳ございません。わざわざ御足労いただきまして非常にありがとうございました。とりあえず委員の皆様につきましては、年内はこれで終了ということになります。どうもありがとうございました。</p> <p>閉会</p>